

(目的)

第1条 この告示は、大規模建設工事の入札について、公正な競争のもとに厳正確実な執行を期すため、市内業者又は準市内業者を加えた建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）が参加することができる制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施することとし、その実施要領について定めることを目的とする。

(入札の実施)

第2条 この告示で入札を実施する金額は、150,000千円以上の建設工事とし、工種ごとに参加者を制限するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、西海市建設工事入札制度要綱（平成17年西海市告示第93号。以下「要綱」という。）第3条第2項第4号に規定する工種別発注基準において、等級別の区分のうちAの項に掲げる1件当たりの請負工事の額に該当する工事について、この告示による一般競争入札を実施することができる。

3 市長は、国から地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請があった地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を活用する工事のうち、単独企業において施工可能と判断される工事については、第1項の規定にかかわらず、要綱に基づき指名競争入札を実施することができる。

(共同企業体参加者の要件)

第3条 入札に参加できる共同企業体の要件は、当該共同企業体の主たる構成員が、建設業法（昭和24年法律第100号）で規定する特定建設業の許可を有する者であることとし、構成員中に市内業者又は準市内業者が含まれていなければならない。

2 入札に参加できる共同企業体は、2社以上4社以下で構成するものとし、構成員の出資比率は、その構成する社数に応じ次に掲げるとおりとする。

- (1) 2社の構成 代表構成員 70%以内 その他の構成員 30%以上
- (2) 3社の構成 代表構成員 60%以内 その他の構成員 20%以上
- (3) 4社の場合 代表構成員 55%以内 その他の構成員 15%以上

3 前項のその他の構成員は、建設業で規定する特定建設業又は一般建設業の許可を受けた者であることとする。

4 第1項及び第2項に規定するもののほか、共同企業体の参加の要件は、市長においてその都度公告するものとする。

(通知等)

第4条 市長は、入札を実施するときは、発注する工事の公告及び縦覧設計書の閲覧を行うとともに、該当する市内及び準市内の業者に対しFAXにより公告に係る通知を行うとともに西海市のホームページにも公告するものとする。

2 前項の公告に付する項目は、次のとおりとする。

- (1) 工事番号
- (2) 工事名
- (3) 施工箇所
- (4) 縦覧設計書閲覧に関する事項
- (5) 入札参加者の要件
- (6) 入札執行日時及び場所
- (7) 入札保証金の有無
- (8) 最低制限価格の有無
- (9) 無効入札の対象
- (10) 工事日数
- (11) 代理入札
- (12) 入札書記載要領

- (13) 入札回数
- (14) 契約の要領
- (15) 予定価格等の設定方法

3 第1項の公告及び縦覧設計書の閲覧は、**総務部総務課**において行う。

(参加の届出)

第5条 入札に参加しようとする共同企業体は、建設工事共同企業体入札参加届出書(様式第1号)に建設工事共同企業体協定書(様式第2号)を添付し市長に届出を行い、市長は、これに基づき審査を行い、第3条に規定する参加者の要件(次項において「要件」という。)を満たす者のうちから参加者を決定し、制限付一般競争入札執行通知書(様式第3号)により当該届出を行った共同企業体に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、要件を満たさないと決定した者に対しては、市長は、制限付一般競争入札参加不決定通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

3 第1項により通知を受けた共同企業体については、入札直前までこれを公表しないものとする。

(入札の執行方法)

第6条 入札の執行方法は、要綱の規定により行うものとする。

#### 附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成18年10月16日告示第42号)

この告示は、平成18年10月20日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第19号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月19日告示第19号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年10月13日告示第66号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成22年3月17日告示第12号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則(平成23年5月27日告示第28号)**

**この告示は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。**



## 建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業及び当該事業に付帯する事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1） 工事番号 第 号
- （2） 工事名

（名称）

第2条 当共同企業体は、 建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事業所を 市 町 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- （1） 代表構成員  
住所  
称号又は名称  
代表者名
- （2） その他の構成員  
住所  
称号又は名称  
代表者名

（代表構成員の権限）

第6条 当企業体の代表構成員は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに入札、契約の締結、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第7条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- （1） 称号又は名称 出資割合 %
- （2） 称号又は名称 出資割合 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第8条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請契約その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第9条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第10条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 当企業体は、工事完成の都度当該工事について、決算するものとする。

(利益金の配当及び欠損金の負担の割合)

第12条 決算の結果、利益を生じた場合又は欠損金を生じた場合には、第7条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当又は欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第14条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは、脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がああるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

第15条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他除名し得る

正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第14条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表構成員の変更)

第17条 代表構成員が脱退し若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表構成員とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した場合においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。この場合において、工事の途中で脱退又は除名があった構成員は除くものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

代表構成員及びその他の構成員は、建設工事共同企業体協定を締結したので、その協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表構成員 住所  
称号又は名称  
代表者名 印

その他の構成員 住所  
称号又は名称  
代表者名 印